

(12) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)	0217	1,071 (928)	2,278 (2,277)	716	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的經濟水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。	-	海底地形、地殻構造、領海基線等の調査海域数:29海域
(13) 海難審判に必要な経費	0200	32 (27)	32	32	海難審判法第2条に掲げる、海難について、理事官による海難発生時の調査から当該事件の申立て、審判官による海難審判の実施及び裁決、裁決結果により理事官が懲戒処分の実施を行う。	-	海難審判は発生した海難を調査し、懲戒することによって海難発生の防止に寄与しているが、海難が定量的に発生するものではないため、成果目標等を示すことは困難である。